

昭和三十三年人事院規則九一六

人事院規則九一六（俸給の調整額）

人事院は、一般職の職員に關する法律に基き、人事院規則九一六（俸給の調整額）の全部を次のように改正する。

人事院規則九一六（昭和三十三年八月一日施行）

（支給官職及び支給額）

第一条 給与法第十条の規定により俸給の調整を行う官職は、別表第一の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める官職とする。

2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の俸給の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げる職員の俸給の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間法第五條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 育児休業法第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしてゐる職員 育児休業法第十七條（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数

三 育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員 育児休業法第二十五條の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が俸給月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、俸給月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じた別表第二に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じた別表第三に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給の調整額が俸給月額の百分の二十五を超えるときは、俸給月額の百分の二十五に相当する額を俸給の調整額とする。

（端数計算）

第二条 前条第二項、第三項及び第五項の規定による俸給の調整額並びに同条第四項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

第三条 各庁の長又はその委任を受けた者は、人事院の定めるところにより、第一条第一項の俸給の調整を行う官職の職務の内容及び勤務条件について人事院に報告するものとする。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の俸給の調整額）

第四条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第一条第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは、「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附則（昭和六〇年四月一日人事院規則九一六一）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の人事院規則九一六（以下「改正前の規則」という。）において掲げる職員であつた者のうち、引き続き改正後の人事院規則九一六（以下「改正後の規則」という。）別表第一国立大学医学部附属

病院、国立病院及び人事院の定める病院の項の（4）に掲げる職員として在職する者で、改正後の規則第一条第二項の規定により得られる額と俸給月額の合計額が施行日の前日におけるその者の俸給の調整額と俸給月額の合計額に達しないもの（俸給月額に異動があり、異動後の俸給月額が同日における俸給月額に達しないこととなつた者を除く。）の俸給の調整額は、当該達しない期間、同項の規定にかかわらず、同日における当該合計額からその者の俸給月額を減じた額に相当する額とする。

附則（昭和六〇年二月二日人事院規則九一六一）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一六第一条第二項及び別表第二の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

附則（昭和六一年四月五日人事院規則九一六一三）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年二月二日人事院規則九一六一五）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一六の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附則（昭和六一年二月二七日人事院規則九一六一六）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の人事院規則九一六（以下「改正後の規則」という。）別表第一の職員欄のうちこの規則による改正前の人事院規則九一六（以下「改正前の規則」という。）においてその占める官職を俸給の調整を行う官職としていた職員が掲げられないこととなつたものに掲げる職員には、当該掲げる職員と同一の勤務箇所勤務する職員で職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が当該掲げる職員に準ずると人事院が認めるものが含まれるものとする。

3 改正後の規則別表第一の職員欄のうち改正前の規則別表第一における調整数（改正前の規則第二条の規定の適用がある場合にあつては、当該調整数に一を加えた数。以下「改正前の調整数」という。）に満たない数が対応する調整数（以下「調整数」という。）をこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）をこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の

前日において引き続き当該官職を占める間、同項の規定による額に、当該職員の施行日の前日における俸給月額に百分の三を乗じて得た額と改正後の規則別表第二に掲げる当該俸給月額に係る俸給表及び職務の級に応じた額で同日における適用される額との合計額に当該官職に係る改正前の調整数から改正後の調整数を減じた数及び附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額とする。当該職員が当該官職と同種の官職で改正前の調整数及び改正後の調整数がそれぞれ当該官職と同一である他の官職に異動した場合における俸給の調整額についても、同様とする。

4 改正後の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数（前項の規定の適用がある場合にあつては、当該調整数に一を加えた数。以下「改正後の調整数」という。）が改正前の調整数に満たない官職（以下「調整数の減じた官職」という。）をこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き占める職員の俸給の調整額は、改正後の規則第一条第二項の規定にかかわらず、昭和七十年三月三十一日までの間において引き続き当該官職を占める間、同項の規定による額に、当該職員の施行日の前日における俸給月額に百分の三を乗じて得た額と改正後の規則別表第二に掲げる当該俸給月額に係る俸給表及び職務の級に応じた額で同日における適用される額との合計額に当該官職に係る改正前の調整数から改正後の調整数を減じた数及び附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額とする。当該職員が当該官職と同種の官職で改正前の調整数及び改正後の調整数がそれぞれ当該官職と同一である他の官職に異動した場合における俸給の調整額についても、同様とする。

5 前項の規定は、調整数の減じた官職を施行日以後占めることとなつた職員のうちかつて当該官職と同種の官職を占めていた職員その他の職員で同項の規定により俸給の調整額を算定される職員との権衡を考慮して人事院の定めるものの俸給の調整額について準用する。この場合において、同項中「施行日の前日における俸給月額」とあるのは、「施行日の前日における俸給月額（施行日以後俸給表を異にする異動をした職員その他の人事院の定める職員にあつては、人事院の定める俸給月額）」と読み替へるものとする。

6 改正後の規則において俸給の調整を行う官職（附則第二項の規定により人事院が準ずると認める職員を占める官職を含む。）に該当しない

官職（以下「調整数の減じた官職」という。）をこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き占める職員の俸給の調整額は、改正後の規則第一条第二項の規定にかかわらず、昭和七十年三月三十一日までの間において引き続き当該官職を占める間、同項の規定による額に、当該職員の施行日の前日における俸給月額に百分の三を乗じて得た額と改正後の規則別表第二に掲げる当該俸給月額に係る俸給表及び職務の級に応じた額で同日における適用される額との合計額に当該官職に係る改正前の調整数から改正後の調整数を減じた数及び附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額とする。当該職員が当該官職と同種の官職で改正前の調整数及び改正後の調整数がそれぞれ当該官職と同一である他の官職に異動した場合における俸給の調整額についても、同様とする。

5 前項の規定は、調整数の減じた官職を施行日以後占めることとなつた職員のうちかつて当該官職と同種の官職を占めていた職員その他の職員で同項の規定により俸給の調整額を算定される職員との権衡を考慮して人事院の定めるものの俸給の調整額について準用する。この場合において、同項中「施行日の前日における俸給月額」とあるのは、「施行日の前日における俸給月額（施行日以後俸給表を異にする異動をした職員その他の人事院の定める職員にあつては、人事院の定める俸給月額）」と読み替へるものとする。

6 改正後の規則において俸給の調整を行う官職（附則第二項の規定により人事院が準ずると認める職員を占める官職を含む。）に該当しない

官職（以下「調整数の減じた官職」という。）をこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き占める職員の俸給の調整額は、改正後の規則第一条第二項の規定にかかわらず、昭和七十年三月三十一日までの間において引き続き当該官職を占める間、同項の規定による額に、当該職員の施行日の前日における俸給月額に百分の三を乗じて得た額と改正後の規則別表第二に掲げる当該俸給月額に係る俸給表及び職務の級に応じた額で同日における適用される額との合計額に当該官職に係る改正前の調整数から改正後の調整数を減じた数及び附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額とする。当該職員が当該官職と同種の官職で改正前の調整数及び改正後の調整数がそれぞれ当該官職と同一である他の官職に異動した場合における俸給の調整額についても、同様とする。

5 前項の規定は、調整数の減じた官職を施行日以後占めることとなつた職員のうちかつて当該官職と同種の官職を占めていた職員その他の職員で同項の規定により俸給の調整額を算定される職員との権衡を考慮して人事院の定めるものの俸給の調整額について準用する。この場合において、同項中「施行日の前日における俸給月額」とあるのは、「施行日の前日における俸給月額（施行日以後俸給表を異にする異動をした職員その他の人事院の定める職員にあつては、人事院の定める俸給月額）」と読み替へるものとする。

6 改正後の規則において俸給の調整を行う官職（附則第二項の規定により人事院が準ずると認める職員を占める官職を含む。）に該当しない

官職（以下「調整数の減じた官職」という。）をこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き占める職員の俸給の調整額は、改正後の規則第一条第二項の規定にかかわらず、昭和七十年三月三十一日までの間において引き続き当該官職を占める間、同項の規定による額に、当該職員の施行日の前日における俸給月額に百分の三を乗じて得た額と改正後の規則別表第二に掲げる当該俸給月額に係る俸給表及び職務の級に応じた額で同日における適用される額との合計額に当該官職に係る改正前の調整数から改正後の調整数を減じた数及び附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額とする。当該職員が当該官職と同種の官職で改正前の調整数及び改正後の調整数がそれぞれ当該官職と同一である他の官職に異動した場合における俸給の調整額についても、同様とする。

官職で改正前の規則において俸給の調整を行う官職に該当していたもの（以下「非調整官職」となつた官職」という。）を施行日の前日から引き続き占める場合には、改正後の規則第一条の規定にかかわらず、昭和七十年三月三十一日までの間において引き続き当該官職を占める間、当該職員に対し、当該職員の施行日の前日における俸給月額に百分の三を乗じて得た額と改正後の規則別表第二に掲げる当該俸給月額に係る俸給表及び職務の級に応じた額で同日において適用される額との合計額に当該官職に係る改正前の調整数及び附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。当該職員が当該官職と同種の非調整官職となつた官職で改正前の調整数が当該官職とも同一である他の官職に異動した場合についても、同様とする。

7 前項の規定は、非調整官職となつた官職を施行日以後占めることとなつた場合で当該職員がかつて当該官職と同種の官職を占めていた職員その他の職員で同項の規定により俸給の調整額を支給される職員との権衡を考慮して人事院の定めるものであるときについて準用する。この場合において、同項中「施行日の前日における俸給月額」とあるのは、「施行日の前日における俸給月額（施行日以後俸給表を異にする異動をした職員その他の人事院の定める職員にあつては、人事院の定める俸給月額）」と読み替へるものとする。

8 附則第二項から前項までに規定するものほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則別表

昭和六十二年四月一日から昭和六十七年三月三十一日まで	百分の七
昭和六十七年四月一日から昭和六十八年三月三十一日まで	百分の七
昭和六十八年四月一日から昭和六十九年三月三十一日まで	百分の五
昭和六十九年四月一日から昭和七十年三月三十一日まで	百分の二

附則（昭和六十二年四月一日人事院規則九一六一七）

この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六十二年六月一八日人事院規則九一六一八）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一六の規定は、昭和六十二年五月二十一日から適用する。

附則（昭和六十二年二月一五日人事院規則九一六一九）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一六の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附則（昭和六十二年四月一日人事院規則九一六二〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年一〇月二日人事院規則九一六一一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年二月二四日人事院規則九一六一二）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一六（以下「改正後の規則」という。）別表第二の規定は昭和六十二年四月一日から、改正後の規則別表第一の規定は同年四月八日から適用する。

附則（平成元年六月二八日人事院規則九一六一三）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成元年二月一三日人事院規則九一六一四）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一六の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附則（平成二年三月三十一日人事院規則九一六一五）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成二年六月八日人事院規則九一六一六）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二年二月二六日人事院規則九一六一七）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一六の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附則（平成三年四月一日人事院規則九一六一八）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成三年一〇月一日人事院規則九一六一九）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成三年二月二四日人事院規則九一六二〇）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一第一号の改正規定は、平成四年一月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の人事院規則九一六の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附則（平成四年四月一日人事院規則九一六二一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成五年四月一日人事院規則九一六二二）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成六年六月二四日人事院規則九一六二三）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一六別表第一第三十号の二の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附則（平成六年二月一六日人事院規則九一六二四）

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に航空法の一部を改正する法律（平成六年法律第七十六号）による改正前の航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）別表に定める自用操縦士の資格を有する職員については、この規則による改正前の規則九一六別表第一号（2）の規定は、平成九年十一月十五日までの間、なおその効力を有する。

附則（平成七年一〇月二五日人事院規則九一六二五）

1 この規則は、平成八年一月一日から施行する。
(施行期日)

(経過措置)

2 平成十四年十二月一日（以下「新基準日」という。）の前日において俸給の調整を行う官職を占める職員のうち、同日に受ける俸給月額（新基準日以後に人事院の定める異動をした職員にあつては、人事院の定める俸給月額。以下この項において「基礎俸給月額」という。）及び基礎俸給月額に基づき新基準日の前日におけるこの規則による改正後の規則九一六（以下この項及び附則第四項において「改正後の規則」という。）第一条第二項の規定により算出した額の合計額から基礎俸給月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号俸（同日に受ける号俸が附則別表第一の号俸欄に掲げる号俸である場合にあつては、同日に受ける号俸の号数に当該号俸欄に掲げる号俸に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号俸の号俸）の平成八年一月一日において適用される俸給月額（新基準日の前日における当該職務の級の号俸が平成八年一月一日における当該職務の級の最高号俸の号数を超える号数の号俸又は同日における当該職務の級の最高号俸の号数を超えない号数の号俸で同年四月一日における当該職務の級の最高号俸の号数を超える号数のものである職員及び新基準日の前日における俸給月額が職務の級の最高号俸の俸給月額を超える俸給月額である職員並びに新基準日以後に人事院の定める異動をした職員にあつては、人事院が別に定める俸給月額。以下この項において「旧基準日の対応俸給月額」という。）との差額の二分の一を減じた額（以下この項において「改正後の仮定俸給月額」という。）が、旧基準日の対応俸給月額及び旧基準日の対応俸給月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の規則九一六（附則第四項において「改正前の規則」という。）第一条第二項の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定俸給月額」という。）に達しない職員の俸給の調整額は、改正後の規則第一条第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該官職又は当該官職と改正後の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数（次項並びに附則第四項及び第六項において「調整数」という。）が同一である官職を占める間、同条第二項の規定により算出した額に、改正前の仮定俸給月額と改正後の仮定俸給月額の差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

3 新基準日以後に新たに俸給の調整を行う官職を占めることとなつた職員（新基準日以後に新たに職員となつた者を除く。）の俸給の調整額については、当該官職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を準用する。

4 新基準日以後に新たに俸給の調整を行う官職を占めることとなつた職員（新基準日以後に新

という。）第一条第二項の規定により算出した額の合計額から基礎俸給月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号俸（同日に受ける号俸が附則別表第一の号俸欄に掲げる号俸である場合にあつては、同日に受ける号俸の号数に当該号俸欄に掲げる号俸に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号俸の号俸）の平成八年一月一日において適用される俸給月額（新基準日の前日における当該職務の級の号俸が平成八年一月一日における当該職務の級の最高号俸の号数を超える号数の号俸又は同日における当該職務の級の最高号俸の号数を超えない号数の号俸で同年四月一日における当該職務の級の最高号俸の号数を超える号数のものである職員及び新基準日の前日における俸給月額が職務の級の最高号俸の俸給月額を超える俸給月額である職員並びに新基準日以後に人事院の定める異動をした職員にあつては、人事院が別に定める俸給月額。以下この項において「旧基準日の対応俸給月額」という。）との差額の二分の一を減じた額（以下この項において「改正後の仮定俸給月額」という。）が、旧基準日の対応俸給月額及び旧基準日の対応俸給月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の規則九一六（附則第四項において「改正前の規則」という。）第一条第二項の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定俸給月額」という。）に達しない職員の俸給の調整額は、改正後の規則第一条第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該官職又は当該官職と改正後の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数（次項並びに附則第四項及び第六項において「調整数」という。）が同一である官職を占める間、同条第二項の規定により算出した額に、改正前の仮定俸給月額と改正後の仮定俸給月額の差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

二 当該職員に係る規則九一六別表第二に掲げる調整基本額に二及び附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(改正後の規則九一六―二五附則第二項の規定が適用される職員にあっては同項中「同項の規定により算出した額に改正前の仮定俸給の月額と改正後の仮定俸給の月額との差額を加えた額」とあるのを「調整数を二とみなして同項の規定を適用したときに得られる額に調整数を二とみなした場合の改正前の仮定俸給の月額と調整数を二とみなした場合の改正後の仮定俸給の月額との差額を加えた額」と読み替えて同項の規定を適用したときに得られる額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額、改正後の規則九一六―二五附則第三項の規定が適用される職員にあっては人事院が定める額)(これらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

3 改正前の規則九一六別表第一第五号(2)又は(3)に掲げる職員が占める官職を施行日の前日から引き続き占める場合には、改正後の規則九一六別表第一の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までの間において引き続き当該官職を占める間、当該官職を同条第一項の規定による俸給の調整を行う官職とみなして、当該官職を占める職員に対し、改正前の規則九一六別表第二項の規定を適用したときに得られる額(第二条の規定による改正前の規則九一六―二五附則第二項又は第三項の規定が適用されることとなる職員にあっては、これらの規定を適用したときに得られる額)に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を俸給の調整額として支給する。当該職員が改正前の規則九一六別表第一第五号(2)又は(3)に掲げる職員が占める当該官職と同種の官職で同表における調整数が当該官職と同一である他の官職に異動した場合についても、同様とする。

4 改正前の規則九一六別表第二第二十三号(1)又は(2)に掲げる職員が占める官職を施行日の前日から平成八年十二月三十一日まで間において引き続き占めていた場合で、かつ、平成九年一月一日からそれぞれ次の表の(1)又は(2)に掲げる職員が占める官職を

勤務箇所	職員	調整
	数	数
国立感染症研究所ハンセン病研究センター	(1) 研究員	三
	(2) (1)に掲げる職員以外の職員	二
附則別表		
平成八年七月一日から平成十年三月三十一日まで		百分の百
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで		百分の七十五
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで		百分の五十五
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで		百分の二十五

引続き占める場合の職員の俸給の調整額については、同表に掲げる勤務箇所、職員及び調整数が改正前の規則九一六別表第一及び規則九一六―二五による改正前の規則九一六別表第一に掲げられているものとして前項の規定を準用する。この場合において、同項後段中「改正前の規則九一六別表第一第五号(2)又は(3)」とあるのは「次項の表」と、「同表」とあるのは「改正前の規則九一六別表第一」と読み替えるものとする。

1 この規則は、公布の日から施行する。
(施行期日等)

2 第一条の規定による改正後の規則九一六(以下「改正後の規則九一六」という。)及び第二条の規定による改正後の規則九一六―二五(以下「改正後の規則九一六―二五」という。)の規定は、平成八年四月一日から適用する。(経過措置)

3 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号。以下「改正法」という。)附則第四項又は第八項の規定の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の規則九一六別表第二項の規定の平成八年四月一日以後における適用については、当該各号に定める額をもって同項に規定する調整基本額とする。
一 改正法附則第四項の規定により附則別表第一の暫定俸給月額欄に掲げる額の俸給月額を受ける職員

当該俸給月額に対応する同表の調整基本額欄に定める額

二 改正法附則第八項の規定により附則別表第二の俸給月額欄に掲げる額の俸給月額を受けるとする職員
当該俸給月額に対応する同表の調整基本額欄に定める額

4 改正法附則別表のイからチまでの表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に対する改正後の規則九一六―二五附則第二項の規定の平成八年四月一日以後における適用については、同項中「号俸(平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超える号数の号俸を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号)附則別表のイからチまでの表の暫定俸給月額欄に定める額(以下「暫定俸給月額」という。))と、「号俸(現に受ける号俸が附則別表の号俸欄に掲げる号俸である場合にあっては、現に受ける号俸の号数に当該号俸欄に掲げる号俸に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号俸)」とあるのは「暫定俸給月額に対応する同表の旧号俸欄に定める号俸」とする。

5 平成八年四月一日からこの規則の施行の前日までの間において、改正法第一条の規定による改正前の給与法(以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあつた職員のうち、第二条の規定による改正前の規則九一六―二五(以下「改正前の規則九一六―二五」という。)附則第二項の適用を受けた職員で、当該俸給表の適用又は異動の日における改正法第一条の規定による改正後の給与法(改正法附則第八項の規定を含む。)による俸給月額及び当該俸給月額を基礎とした改正後の規則九一六―二五附則第二項又は改正後の規則九一六―二五附則第二項の規定による俸給の調整額の合計額(以下「改正後の俸給の月額」という。)が同日において受けていた改正前の給与法(改正法附則第八項の規定を含む。)による俸給月額及び当該俸給月額を基礎とした改正前の規則九一六―二五附則第二項の規定による俸給の調整額の合計額(以下「改正前の俸給の月額」という。)に達しないものの俸給の調整額は、改正後の規則九一六―二五附則第二項及

6 前三項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事院が定める。
(雑則)

附則別表第一

俸給表	職務	暫定俸給月額	調整基本額
	の級額		
(一)	教育職俸給表 3級	250,000円	211,259円
	教育職俸給表 2級	259,000円	211,682円
(二)	教育職俸給表 3級	269,000円	212,109円
	教育職俸給表 2級	279,000円	213,374円
(三)	教育職俸給表 5級	359,000円	155,000円
	教育職俸給表 4級	297,000円	113,374円
(四)	教育職俸給表 2級	228,000円	10,296円
	教育職俸給表 2級	237,000円	10,674円
(五)	教育職俸給表 2級	245,000円	11,061円
	教育職俸給表 2級	245,000円	11,061円
(六)	教育職俸給表 2級	245,000円	11,061円
	教育職俸給表 2級	245,000円	11,061円
(七)	教育職俸給表 2級	245,000円	11,061円
	教育職俸給表 2級	245,000円	11,061円
(八)	教育職俸給表 2級	245,000円	11,061円
	教育職俸給表 2級	245,000円	11,061円
(九)	教育職俸給表 2級	245,000円	11,061円
	教育職俸給表 2級	245,000円	11,061円
(十)	教育職俸給表 2級	245,000円	11,061円
	教育職俸給表 2級	245,000円	11,061円

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
							26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
									24	23	22	21	20	19	18	17	16
									22	21	20	19	18	17	16	15	14
											1	0	9	8	7	6	5
											2	1	0	9	8	7	6

備考 この表中「行(一) 1-3」等とあるのは「行政職俸給表(一)の1級3号俸」等を示す。

附則(平成二二年三月三十一日人事院規則九一六一三八)
この規則は、平成二二年四月一日から施行する。

附則(平成二二年六月一六日人事院規則九一六一三九)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中原子力保安検査官に係る部分は、平成二二年七月一日から施行する。

附則(平成二二年九月一日人事院規則九一六一四〇)
この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二二年二月二八日人事院規則九一六一四一)
この規則は、平成二三年一月六日から施行する。

附則(平成二三年三月三〇日人事院規則九一六一四二)抄
この規則は、平成二三年四月一日から施行する。

附則(平成二三年一〇月一日人事院規則九一六一四三)
この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年三月一日人事院規則九一六一四四)
この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年四月一日人事院規則九一六一四五)
この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年一〇月二二日人事院規則九一六一四六)
この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年一月二二日人事院規則九一六一四七)
この規則は、平成二四年十二月一日から施行する。

附則(平成二五年四月一日人事院規則九一六一四八)
この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二五年一〇月一六日人事院規則九一六一四九)
この規則は、平成二五年十一月一日から施行する。

附則(平成二六年三月一日人事院規則九一六一五〇)
この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二六年四月一日人事院規則九一六一五一)抄
この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二六年一〇月二八日人事院規則九一六一五二)
この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二七年七月二五日人事院規則九一六一五三)
この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二七年四月一日人事院規則九一六一五四)
この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二七年七月二五日人事院規則九一六一五五)
この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二七年九月三〇日人事院規則九一六一五六)
この規則は、平成二七年十月一日から施行する。

附則(平成二七年一月七日人事院規則九一六一五七)
この規則は、平成二七年十二月一日から施行する。

附則(平成二八年二月一日人事院規則九一六一五八)
この規則は、平成二八年四月一日から施行する。

1 (経過措置)
給与法第十条の規定により俸給の調整を行う官職を占める職員(次項において「俸給の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の規則九一六一条第二項の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整額を乗じて得た額(法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項の規定する短時間勤務の官職を占めるものにあつてはその額に勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に育児休業法第十七條(育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を俸給の調整額として支給する。

一 平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで 百分の百

二 平成二九年四月一日から平成二九年三月三十一日まで 百分の七十五

三 平成二九年四月一日から平成二九年三月三十一日まで 百分の五十

四 平成二九年四月一日から平成二九年三月三十一日まで 百分の二十五

前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

1 この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日から引き続き俸給の調整額適用職員(第三号に該当する職員を除く。)である職員(同日にその者に適用されていた調整基本額(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第八十六号)の施行の日(以下この項において「基準日」という。))において同法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)である者)にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・七六を乗じて得た額)

2 施行日以後に新たに俸給の調整額適用職員となつた職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員を除く。) 施行日の前日に新たに

附則（平成二六年一月一九日人事院規則九一六―七七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一六の規定は、平成二六年四月一日から適用する。

附則（平成二七年四月一〇日人事院規則九一六―七八）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年四月一日人事院規則九一六―七九）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年七月一日人事院規則九一六―八〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年三月三十一日人事院規則九一六―八一）
この規則は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年六月三〇日人事院規則九一六―八二）
この規則は、平成二九年七月一日から施行する。

附則（平成二九年九月二九日人事院規則九一六―八三）
この規則は、平成二九年十月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日人事院規則九一六―八四）
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三一年四月一日人事院規則九一六―八五）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和元年二月二五日人事院規則九一六―八六）
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一六の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

附則（令和二年四月一日人事院規則九一六―八七）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和三年四月一日人事院規則九一六―八八）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和三年九月一日人事院規則九一六―八九）
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和三年一〇月一日人事院規則九一六―九〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和四年二月一八日人事院規則九一七―九一）抄
（施行期日）
第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（定義）
第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）をいう。

二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

六 施行日 この規則の施行の日をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。

（改正後の人事院規則九一六における暫定再任用職員に関する経過措置）
第六条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十一条の規定による改正後の規則九一六（次項及び次条第一項において「改正後の規則九一六」という。）第一条第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則九一六第一条第三項及び第四項の規定を適用する。

第七条 給与法第十条の規定により俸給の調整を行う官職（次項において「俸給の調整額適用官職」という。）を占める令和三年改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該官職に係る令和五年旧法第八十一条の二第二項に規定する年齢

（規則一―一―二）（定年退職者等の暫定再任用）
第三条第一項各号に規定する官職にあっては、同条第二項に規定する年齢）に達した日が施行日の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則九一六第一条及び第二条並びに前条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整額を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に改正後の規則九一六第一条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が俸給月額額の百分の二十五を超えるときは、俸給月額額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
一 施行日の前日において、俸給の調整額適用官職を占める旧法再任用職員であつた職員であつて、施行日において引き続き俸給の調整額適用官職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き俸給の調整額適用官職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
二 施行日以後に新たに俸給の調整額適用官職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に俸給の調整額適用官職を占める旧法再任用職員になつたとした場合に令和三年改正法第二条の規定による改正前の給与法（次号において「令和五年旧給与法」という。）及びこれに基づく人事院規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表及び職務の級を基礎として第十一条の規定による改正前の規則九一六第一条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員（俸給の調整額適用官職以外の官職を占める職員として次

に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに俸給の調整額適用官職を占める職員となつたものを含む。） 施行日の前日において、俸給の調整額適用官職を占める旧法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合）に、令和五年旧給与法及びこれに基づく人事院規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表及び職務の級を基礎として第十一条の規定による改正前の規則九一六第一条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合
ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の俸給表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧法再任用職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ令和五年旧給与法及びこれに基づく人事院規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表及び職務の級より下位の同一の俸給表の職務の級に変更した場合）
（雑則）
第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に必要な経過措置は、人事院が定める。
附則（令和四年四月一日人事院規則九一六―九〇）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（令和五年三月三十一日人事院規則九一六―九一）
この規則は、令和五年四月一日から施行する。
附則（令和六年四月一日人事院規則九一六―九二）
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一六別表第一第三号の規定は、令和五年四月一日から適用する。

別表第一 適用区分表(第一条第一項―第三項関係)

勤務箇所	職員	調整数
一 会計検査サイバーセキュリティの確保、一院、人事院 内情報システムの整備若しくは閣官房(内閣)管理又はこれらと併せて行われサイバーセキュリティに関する業務の改善及び効率的な運用に関する業務に直接従事することをする者を本務とする職員(人事院の定める者に限る。)	(1) サイバーセキュリティ運用専門官(人事院の定める者に限る。) (2) 上席情報システム専門官及び情報システム専門官(人事院の定める者に限る。)	一
二 刑務所、少年院及び療養施設技術者及び診療放射線技術者 (1) 医師及び歯科医師 (2) 病理細菌技術者及び診療放射線技術者 (3) 理学療法技術職員及び作業療法技術職員 (4) 臨床工学士 (5) 薬剤師及び栄養士 (6) 看護師長、看護師及び准看護師(医療刑務所、医務部を有する刑務所若しくは拘留所又は医療少年院に勤務する者に限る。) (7) 看護師長、看護師及び准看護師(6)に掲げる者を除く。 (8) 患者輸送用自動車運転手(人事院の定める者に限る。)	三 区検察庁 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)附則第二条の規定に基づき検察官の事務を取り扱うことを命ぜられた検察事務官(人事院の定める者に限る。)	二
四 保護観察所 査官、首席審査官、統括審査官及び分室長に限る。 (1) 保護観察官(所長、次長、支部長、課長、民間活動支援専門官、首席保護観察官、社会復帰対策官及び統括保護観察官を除く。) (2) 社会復帰調整官(4)に掲げる者を除く。 (3) 保護観察官(支部長、課長、首席保護観察官、社会復帰対策官及び統括保護観察官に限る。) (4) 首席社会復帰調整官及び統括社会復帰調整官	四 地方更生保護委員会事務局 管理官、調整指導官、指導監査官、首席審査官、統括審査官、分室長及び総務課に勤務する者を除く。 (1) 保護観察官(更生保護二管理官、調整指導官、指導監査官、首席審査官、統括審査官、分室長及び総務課に勤務する者を除く。) (2) 保護観察官(更生保護一管理官、調整指導官、指導監	一
五の二 入国者 収容所及び地方出入国在留管理 局 六 外務省総合外交政策局 六の二 在外公館 七 国立ハンセン病療養所	五の二 入国者 (1) 医師 (2) 薬剤師 (3) 看護師 国際テロ情報収集指導・支援二官(人事院の定める者に限る。) 国際テロ情報収集担当官(人事院の定める者に限る。) (1) 医師及び歯科医師(所長及び副所長を除く。) (2) 病理細菌技術者及び診療放射線技術者 (3) 看護助手(総看護師長室に勤務する者を除く。) (4) 看護師長(一看護単位二のみを担当している者及び手続室に勤務する者に限る。) 並びに看護師及び准看護師(総看護師長室に勤務する看護師及び准看護師を除く。) (5) 所長及び副所長(人事院の定める者に限る。) (6) 理学療法技術職員、作業療法技術職員及びマッサージ師 (7) 言語聴覚士 (8) 臨床工学士 (9) 栄養士	三
八 国立医薬品食品衛生研究所 感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四号)第六条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	九 削除 十 国立障害者リハビリテーションセンター (1) 看護師及び准看護師(三)に掲げる者以外の者で国立光明寮、国事院の定める国立養育院(3) 医師(人事院の定める立福祉型障害児者に限る。) 立福祉型障害児者に限る。 (4) 理学療法技術職員及び入所施設を除く。 (5) 生活支援員、職業指導員、心理判定員、精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員及び就労支援員(14)に掲げる者を除く。 (6) 看護師長(肢体不自由者を専ら入院させるための病棟(人事院の定めるものに限る。))に勤務する者及び人事院の定める者に限る。並びに当該病棟に勤務する看護師及び准看護師 (7) 医師及び歯科医師(3)に掲げる者並びに院長、	四
(1)、(2)及び(6)に掲げる者を除く。 (4) 医師(1)、(2)及び(8)に掲げる者を除く。 (5) 副寮長 (6) 調査課長、教務課長、研修課長及び養成課長(2)に掲げる者を除く。 (7) 教育及び指導に直接従事することを常例とする職員(人事院の定める者に限る。) (8) 医師(2)に掲げる者以外の課長に限る。 (9) 心理療法士 (10) 看護師	三 区検察庁 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)附則第二条の規定に基づき検察官の事務を取り扱うことを命ぜられた検察事務官(人事院の定める者に限る。)	二
一 保護観察官(所長、次長、支部長、課長、民間活動支援専門官、首席保護観察官、社会復帰対策官及び統括保護観察官を除く。) (2) 社会復帰調整官(4)に掲げる者を除く。 (3) 保護観察官(支部長、課長、首席保護観察官、社会復帰対策官及び統括保護観察官に限る。) (4) 首席社会復帰調整官及び統括社会復帰調整官	四 地方更生保護委員会事務局 管理官、調整指導官、指導監査官、首席審査官、統括審査官、分室長及び総務課に勤務する者を除く。 (1) 保護観察官(更生保護二管理官、調整指導官、指導監査官、首席審査官、統括審査官、分室長及び総務課に勤務する者を除く。) (2) 保護観察官(更生保護一管理官、調整指導官、指導監	一

